船橋市市民生活相談員委嘱に関する基準要領

（昭和６４年１月１日）

１　目的

この基準要領は、今日の複雑多岐な社会情勢のなかで、市民が直面する多種多様な諸問題を解決するため、相談に応じ、助言を行う市民生活相談員（以下「生活相談員」という。）を委嘱し、市民生活の向上を図ることを目的とする。

２　委嘱期間

（１）生活相談員の委嘱期間は、会計年度の１年以内とし、再任を妨げないものとする。この場合にあっては、継続して５年を超えないものとする。

（２）前号後段の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

３　委嘱の要件

（１）人格、見識ともに高く、社会の実情に熟知していること。

（２）学識経験を有していること。

（３）心身ともに健康で、満７０歳未満の者。（ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。）

４　委嘱の取り消し要件

（１）生活相談員としてふさわしくない行為があったとき。

（２）生活相談員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。

（３）生活相談員制度を改廃したとき。

５　書類の提出

生活相談員として嘱託を受ける者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（１）履歴書

（２）その他市長が必要と認める書類

なお、上記に規定する書類に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

６　生活相談員の業務

生活相談員は次に掲げる業務を行うものとする。

（１）市民生活に係る諸問題（離婚、相続、金銭等）の相談に関すること。

（２）その他日常生活で直面する諸問題の相談に関すること。

７　相談時間及び報償金

相談時間は、別途定める指定相談日の午前９時３０分から午後３時００分まで又は午前９時１５分から午後零時１０分までとし、報償金については、指定相談日１回につき１５，０００円を支給する。

ただし、この中には諸手当、交通費等も含むものとする。

８　報償金の支給日

報償金の支給日は、毎月末締め翌月１７日支給とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあたるときは、その前日に支給するものとする。

９　共済組合等の保険

共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

10　生活相談員の身分保証

生活相談員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

11　秘密を守る義務

生活相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

12　その他

（１）この基準要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

（２）この基準要領は昭和６４年１月１日から施行する。

（３）この基準要領は平成３年４月１日から施行する。

（４）この基準要領は平成７年４月１日から施行する。

（５）この基準要領は平成８年４月１日から施行する。

（６）この基準要領は平成１０年４月１日から施行する。

（７）この基準要領は平成１１年４月１日から施行する。

（８）この基準要領は平成１５年４月１日から施行する。

（９）この基準要領は平成１９年４月１日から施行する。

(10) この基準要領は平成２１年４月１日から施行する。

(11) この基準要領は平成２３年４月１日から施行する。

(12) この基準要領は平成２５年４月１日から施行する。

(13) この基準要領は平成２７年４月１日から施行する。

(14) この基準要領は令和元年６月１日から施行する。